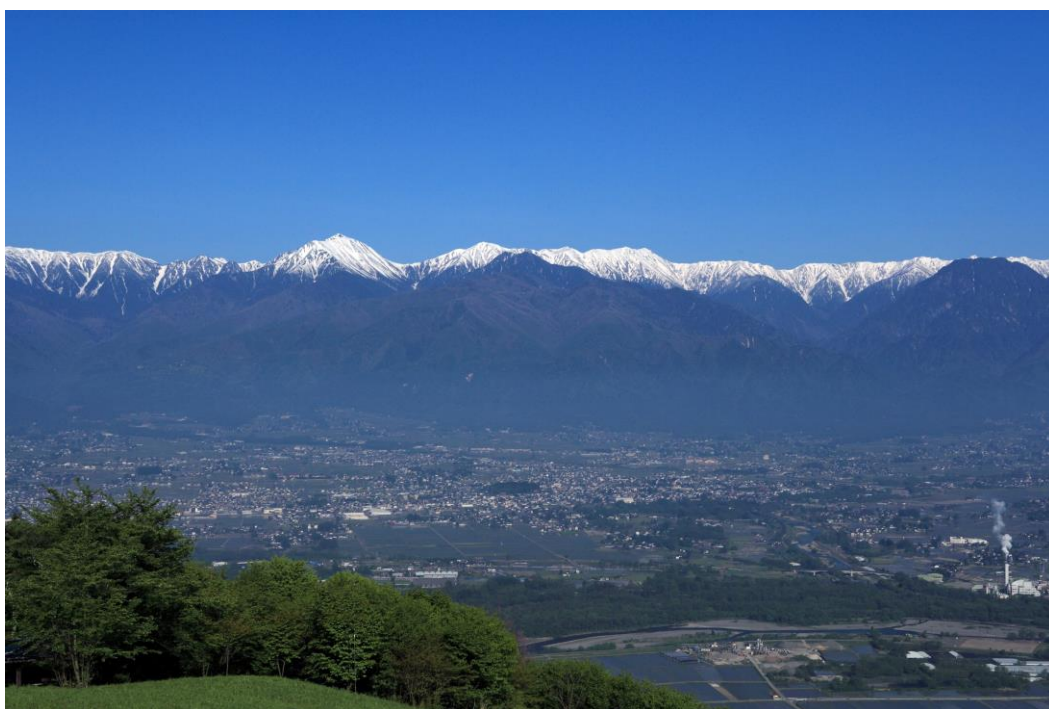


# 安曇野市土地利用ガイドライン

## 〔概要版〕



第2版

平成28年7月

# 1 はじめに

## 1 本書の目的

安曇野市は、平成23年4月より『安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「条例」）』を施行し、平成28年3月にその改正を行いました。

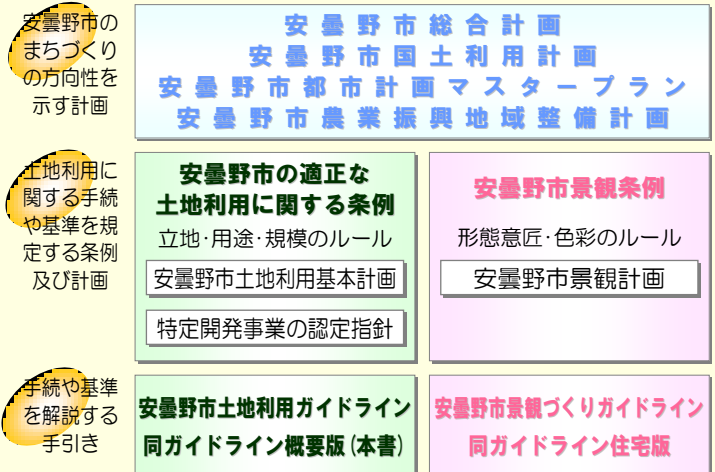
本市における開発事業は、この条例に基づき、『安曇野市土地利用基本計画（以下「基本計画」）』に整合することを原則として、開発事業を行う事業者には、所定の手続きが求められます。

本書は、その手続等の概要をまとめたもので、土地利用制度の周知・理解を促すことを目的としています。

## 2 開発事業の定義

条例では、開発事業を「市内で行う建築物等を建築又は建設する事業、建築物等の用途を変更する事業、土地の区画形質を変更する事業その他土地利用を変更する事業」と定義しており、用途や規模の大小を問わず、土地利用を変更するあらゆる行為を意味しています。

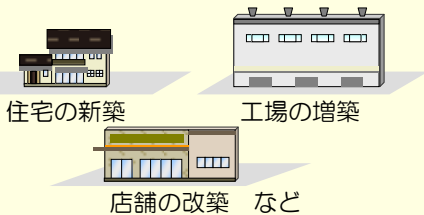
### 安曇野市の土地利用制度に関する図書一覧



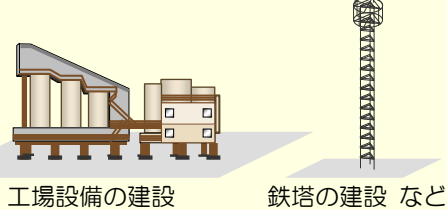
# 2 条例手続の対象となる開発事業

安曇野市で開発事業を行う場合は、右欄に示す例外に該当する場合を除き、条例に基づく事前の承認手続が義務付けられています。

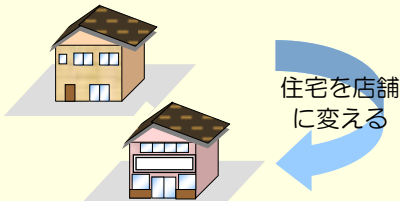
### ● 建築物の新築・増築・改築・移転



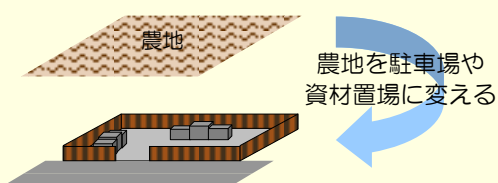
### ● 工作物の新設・増築・改築・移転



### ● 建築物又は工作物の用途の変更



### ● 土地の区画形質の変更



### <例外1> 事前の届出が必要な開発事業（承認手続は不要）

以下に例示する開発事業は、届出のみで実施できる場合があります。

- ①非常災害の応急処置（工事着手後の届出可）  
規模要件なし
- ②用途地域又は準用途地域内で行う開発事業で、基本計画の基準に適合し、かつ規模の小さなもの  
敷地面積 500㎡以下  
高さ 10m以下
- ③その他所定の要件を満たす各種開発事業  
・自己用の駐車場  
・既存の敷地内又はその拡張を伴う開発事業の一部  
・農林漁業のための開発事業の一部 等

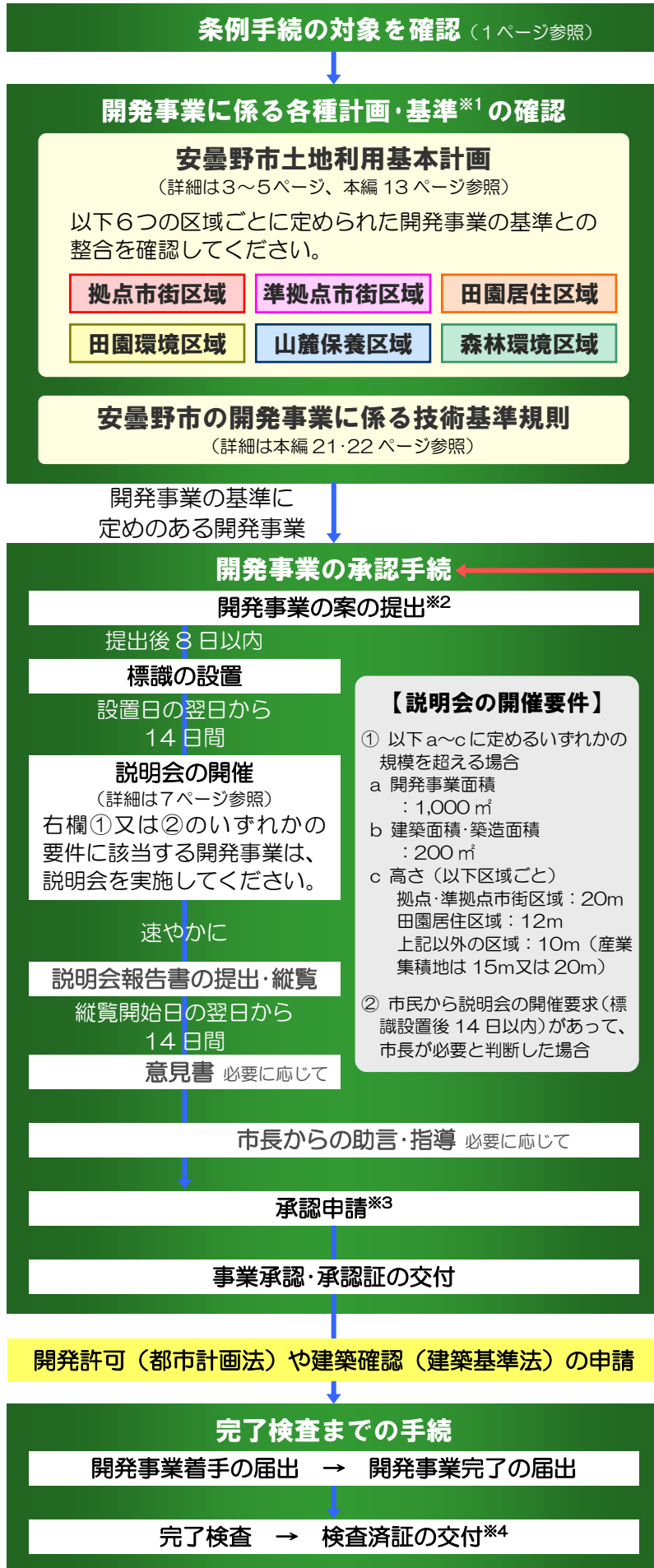
### <例外2> 手続が不要とされる開発事業

以下に例示する開発事業は、手続が不要になる場合があります。

- ①既存の敷地内又はその拡張を伴う開発事業で小規模なもの  
延べ面積 200㎡（既存の1.2倍）以下  
又は基本計画の基準の範囲内のもの  
拡張する敷地面積 50㎡以下
- ②既存敷地内における小規模な建築物の建築等  
延べ面積 10㎡以下  
高さ 10m以下
- ③小規模な土地形質の変更  
土石の採取など土地の形質の変更（面積 300㎡以下・法面の高さ 1.5m以下）  
※廃棄物、再生資源その他これらに類するものは除きます。  
屋外における土砂その他物件\*の堆積（面積 100㎡以下・法面の高さ 3m以下）
- ④都市基盤施設の維持管理等  
道路、河川、公園、鉄道、供給処理施設の維持管理  
架空電線路用・保安通信用の鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など\*の設置  
※ただし、高圧送電線用は特定開発事業の手続きが必要です。  
水道管など地下埋設物の新設
- ⑤木竹の伐採  
樹林の間伐など
- ⑥農林漁業のための開発事業で小規模なもの  
ビニルハウスなど サイロなど  
農業用倉庫や農作物直売所など（敷地面積 200㎡以下、高さ 10m以下）
- ⑦原状回復を前提とした一時的な開発事業  
一時的な砂利採取  
工事現場の仮設事務所

# 3 開発事業を行う際の手続の流れ

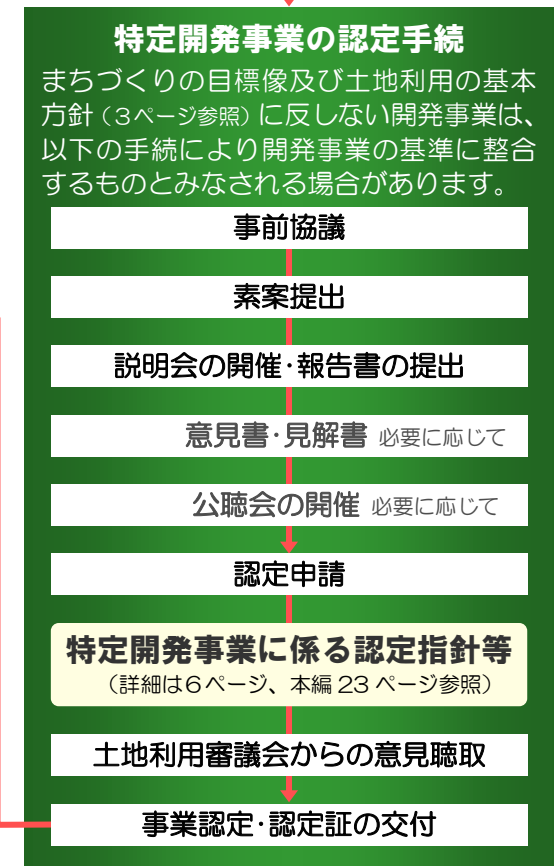
開発事業を行う際の手続の流れを以下に示します。



**※1** 開発事業区域内に農地を含む場合は、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法による土地利用規制がありますので、事前に市と協議してください。

また、左欄の技術基準以外にも開発事業に係る各種施設(上下水道、雨水排水、消防水利など)の設置基準がありますので、必要に応じて市と協議してください。

開発事業の基準に定めのない開発事業



**※2** 開発事業についての景観条例に基づく届出は、**開発事業の案の提出後**に行ってください。

**※3** 開発事業の承認申請は、**標識設置日の翌日から数えて 14 日経過後**でなければ行えません。説明会を開催した場合は、説明会報告書の縦覧期間を終えた日の翌日から数えて7日経過後となります。

また、景観条例に基づく届出を伴う開発事業にあつては、同条例に基づく行為着手制限期間満了後又は行為着手制限期間短縮通知書の交付後でなければ承認申請を行うことはできません。

**※4** 原則として、**検査済証の交付後**でなければ、開発事業に係る土地又は建築物等の使用収益を開始することはできません。

注) 都市計画区域内の 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為については、これまでとおり、都市計画法第 29 条に基づく県知事の許可が必要です。



# 4 安曇野市土地利用基本計画

## 1 土地利用の原則・基本方針・基本区域

基本計画では、条例の目的である「まちづくりの目標像」の実現に向けて、市の土地利用の基本となる方針を定め、市民検討委員会が見出した土地利用の11の原則を踏まえて、適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域として、下図のとおり6つの基本区域を定めています。

【まちづくりの目標像】

**豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、  
暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくり**

### 【土地利用の11の原則】

#### 原則1

多様な機能を有する農地、優良農地の保全

#### 原則2

生産性に課題のある農地への開発の集約

#### 原則3

農業・農地の保全支援の確保

#### 原則4

既存市街・集落付近への新たな宅地の集約

#### 原則5

計画的な宅地整備

#### 原則6

大規模な開発の際の住民判断の余地

#### 原則7

大規模工場の既存工業地周辺への集約  
または団地化

#### 原則8

生活に身近な商業施設の立地の自由度の確保

#### 原則9

高い建物、派手な色彩等、建物形態に対する制限

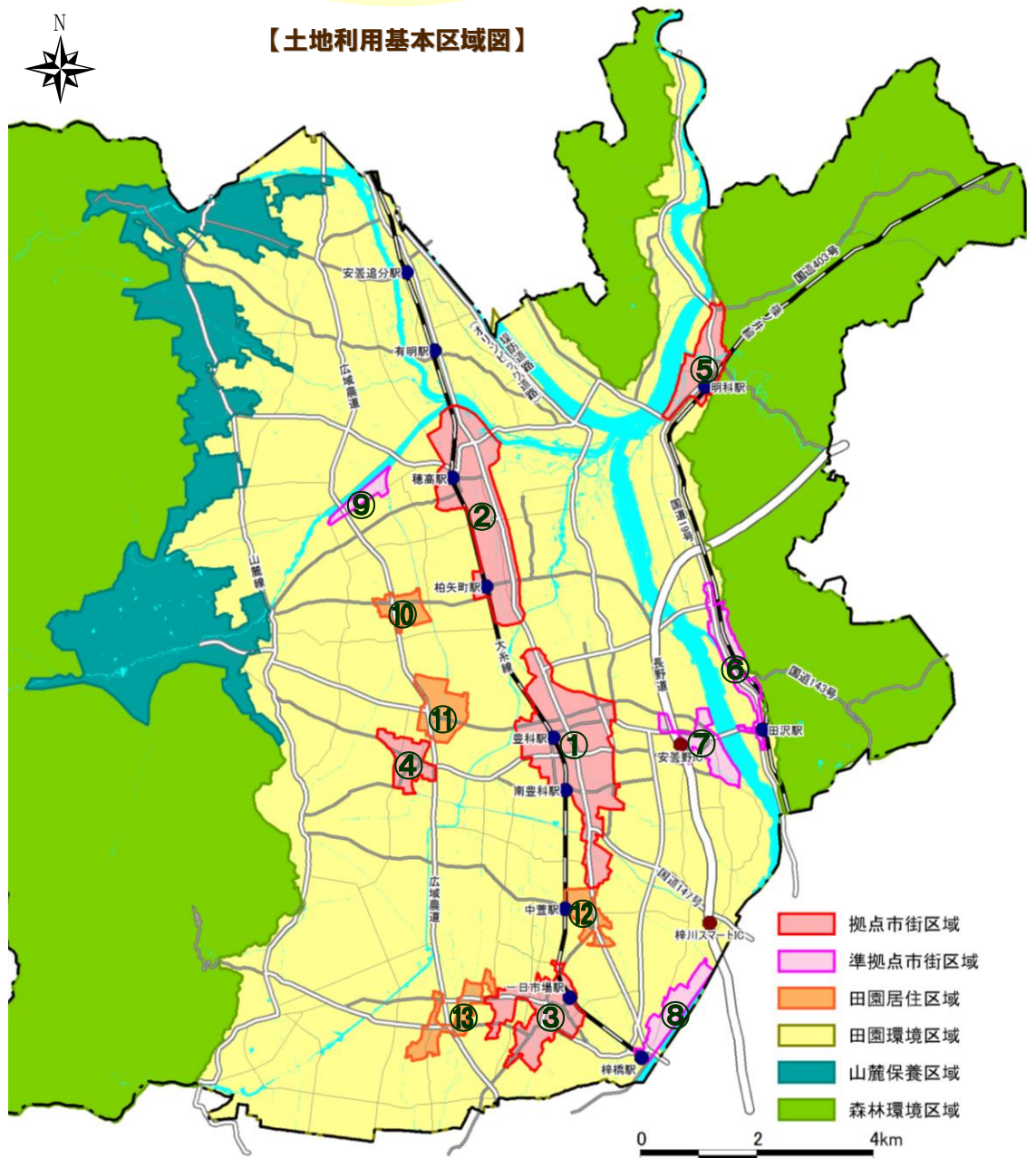
#### 原則10

周辺環境との調和と緑化の推進

### 【土地利用の基本となる3つの方針】

- ① 良好な住環境の形成・育成
- ② 商工業・観光の振興と育成
- ③ 農地の保全・農業の育成

### 【土地利用基本区域図】



注) 図中の番号は、次ページの表中の番号と対応しています。

#### 原則11

まちづくりへの住民の主体的な参加

## 2 各基本区域の土地利用の方針及び目指すべき方向

条例では、基本区域ごとの土地利用の方針及び目指すべき方向を以下のように定めています。

### 拠点市街区域 各番号は前ページ図中の番号と対応

- ① 豊科拠点地区      ② 穂高拠点地区
- ③ 三郷拠点地区      ④ 堀金拠点地区
- ⑤ 明科拠点地区

住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図るため定める区域とします。



### 田園環境区域

田園内の集落における生活機能の維持を目的とした用途に限って立地を認め、田園環境に調和した集落コミュニティの形成及び継承を図るとともに、良好な農地を保全するため定める区域とします。



### 準拠点市街区域 各番号は前ページ図中の番号と対応

- ⑥ 田沢・光地区      ⑦ 安曇野 I.C.地区
- ⑧ たつみ原地区      ⑨ 穂高烏川地区

住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図るため定める区域とします。

### 山麓保養区域

観光や保養機能の維持及び向上を目的とした用途に限って立地を認め、山麓の森林空間に親しめる環境形成を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域とします。



### 田園居住区域 各番号は前ページ図中の番号と対応

- ⑩ 柏原地区      ⑪ 下堀地区
- ⑫ 中萱・上烏羽・下烏羽・真々部地区
- ⑬ 上長尾・下長尾・二木地区

駅等を中心とした田園内にある比較的規模の大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設等、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡散を防止するため定める区域とします。



### 森林環境区域

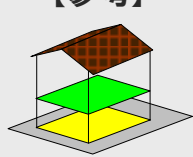
居住を目的とした用途に限って立地を認め、山間地の居住空間の維持を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域とします。





### 3 基本計画に定める開発事業の基準

各基本区域には、下表に示すとおり、適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準が定められています。これらの基準に整合しない開発事業を行おうとする場合は、別途、特定開発事業の認定手続が必要になります。

区域	住宅系の開発事業の基準	住宅系以外の開発事業の基準	その他の基準
<b>拠点市街区域</b> ・ <b>準拠点市街区域</b>	<b>○住宅</b> 用途地域又は準用途地域*の種類別に応じて建築基準法等に定められたもの	<b>○店舗、事務所、公共公益施設、工場等</b> 用途地域又は準用途地域の種類に応じて建築基準法等に定められたもの <b>○駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設、その他これらに類する施設</b> 敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下	・敷地面積、建ぺい率、容積率、絶対高さ制限、斜線制限、日影規制など、用途地域の種類に応じて建築基準法等に定められたもの
	※ 準用途地域は都市計画法に基づく用途地域に準じた地域で、条例に基づき、用途地域が指定されていない三郷、堀金、明科の3つの拠点地区に設定されています。準用途地域内は、用途地域と同様手法で地域区分され、地域ごとに建てられる建築物の用途や規模等に制限があります。		
<b>田園居住区域</b>	<b>○戸建住宅</b> 敷地面積概ね 250 m <sup>2</sup> /戸以上 <b>○共同住宅、長屋、寄宿舎、寮、下宿</b>	<b>○店舗、事務所等</b> ・敷地面積概ね 1,000 m <sup>2</sup> (3,000 m <sup>2</sup> ) 以下 ・延床面積概ね 300 m <sup>2</sup> (1,000 m <sup>2</sup> ) 以下 ( ) 内は一般飲食業や一部小売業等の場合 <b>○公共公益施設 (幼稚園、小学校、中学校、保育所、児童館、診療所、福祉施設、地区集会所等)</b> <b>○農林漁業用の施設、太陽光発電施設</b> 敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以下	・建ぺい率：60%以下 ・容積率：100%以下 ・高さ：12m以下
<b>田園環境区域</b>	<b>○戸建住宅</b> ・敷地面積概ね 300 m <sup>2</sup> /戸以上 ・開発事業面積概ね 1,000 m <sup>2</sup> 以下 (基本集落内の事業地を除く) ・基本集落* <sup>2</sup> 内、又は基本集落、拠点市街区域、準拠点市街区域又は田園居住区域 (以下「基本集落等」) 及び道路に、事業地の3辺以上が接続していること <b>○寄宿舎、寮、下宿</b> ・市内の工場、事業所の従業員のためのもの。 ・基本集落内若しくは産業集積地内、又は基本集落等に接続若しくは産業集積地に隣接していること ※ <sup>2</sup> 基本集落とは、平成 22 年4月1日時点の土地利用において、概ね 10 戸以上の宅地が連続して集まっている集落のことをいいます。	<b>○店舗、事務所等</b> ・敷地面積概ね 500 m <sup>2</sup> (1,500 m <sup>2</sup> ) 以下 ・延床面積概ね 200 m <sup>2</sup> (300 m <sup>2</sup> ) 以下 ( ) 内は一般飲食業や一部小売業等の場合 ・基本集落内又は基本集落等から概ね 50m以上離れない場所に立地すること <b>○工業施設</b> 産業集積地内又は基本集落等の区域内の既存の工場に隣接していること <b>○公共公益施設 (幼稚園、小学校、中学校、保育所、児童館、診療所、福祉施設、地区集会所等)</b> 基本集落内若しくは産業集積地内、又は基本集落等から概ね 50m以上離れない場所に立地すること <b>○農林漁業用の施設</b> ・敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下 ・圃場整備事業等により、非農用地設定がされた農地で、当該設定目的で利用する施設 <b>○太陽光発電施設</b> 敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以下	・建ぺい率：60%以下 ・容積率：100%以下 (産業集積地内の工業施設は 200%) ・高さ：10m以下 (工業施設以外) <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>【参考】</b></p>  <p>建ぺい率(%)  <math display="block">= \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100</math>                     容積率(%)  <math display="block">= \frac{\text{床面積の合計 (1階+2階)}}{\text{敷地面積}} \times 100</math> </p> </div>
<b>山麓保養区域</b>	<b>○戸建住宅</b> 敷地面積概ね 500 m <sup>2</sup> /戸以上 <b>○寄宿舎、寮、下宿</b> 市内の工場、事業所の従業員のための、通勤等に合理的な場所に位置する適切な規模以下のもの ※ <sup>3</sup> 安曇野市景観計画 ・道路後退：道路境界より 5m以上 (主要幹線道路からは 10m以上、隣地同意により緩和可能) ・隣地後退：隣地境界より 3m以上 (専用住宅、別荘以外の建築物は 10m以上、隣地同意により緩和可能)	<b>○観光や保養を目的とした業務・商業施設 (観光土産小売業、地場産物小売業、一般飲食店、博物館、宿泊施設等)</b> 敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 (居住部分を併用する場合) <b>○公共公益施設 (診療所、福祉施設、地区集会所等)</b>	・建ぺい率： 20%以下 (住宅系) 40%以下 (商業系・公共系) ・容積率： 40%以下 (戸建住宅) 60%以下 (戸建住宅以外) ・高さ：10m以下 ・壁面後退* <sup>3</sup>
<b>森林環境区域</b>	<b>○戸建住宅</b> ・敷地面積 300 m <sup>2</sup> /戸以上 ・開発事業面積概ね 1,000 m <sup>2</sup> 以下	<b>○公共公益施設 (診療所、地区集会所等)</b> <b>○農林漁業用の施設</b> 敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以下	・建ぺい率：60%以下 ・容積率：100%以下 ・高さ：10m以下

# 5 特定開発事業の認定に関する指針

特定開発事業の認定の判断の目安となる「特定開発事業の認定に関する指針」の概要を以下に示します。

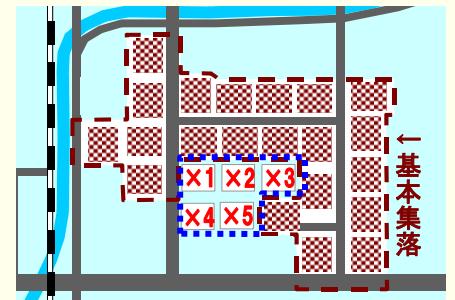
なおこの認定に際しては、指針のみならず、個別にその事業の目的、規模、配置、形態、周辺環境などの要素を総合的に勘案し、周辺住民の意向や土地利用審議会の意見などを踏まえて、市長がその都度個別に判断します。

また、この指針に加えて、安曇野市都市計画マスタープラン、安曇野市景観計画、安曇野市景観づくりガイドラインなど土地利用に関連する計画なども認定の判断の目安となります。

## 1) 住宅系用途

### ① 田園環境区域において、良好な田園環境の保全及び質の高い住環境の形成に資する開発事業

- ア 集落コミュニティの形成・継承の観点から、必要性が認められるものであること
- イ 道路、供給処理施設など都市基盤施設の不効率な整備及び維持管理を生じさせないものであること
- ウ 敷地にゆとりをもち、緑地空間を十分に確保していること
- エ 営農環境や田園景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること
- オ 敷地面積が概ね 5,000 m<sup>2</sup>以下であること
- カ 土地の造成を伴う開発事業にあっては、既存の宅地（複数区画の開発事業の場合又は敷地面積が概ね 500 m<sup>2</sup>以上の場合は、その敷地の大半が基本集落等）に隣接していること



注) 基本計画の基準では開発が認められない農地(上図 x1~x5)も、左記要件等を満たす場合は、特定開発事業として開発が認められる場合があります。

### ② 森林環境区域において、良好な森林環境の保全及び質の高い住環境の形成に資する開発事業

- ア 道路、供給処理施設など都市基盤施設の不効率な整備及び維持管理を生じさせないものであること
- イ 敷地にゆとりをもち、緑地空間を十分に確保していること
- ウ 森林環境の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること

## 2) 商業・業務系用途

### 田園居住区域、田園環境区域、山麓保養区域又は森林環境区域において、各区域内の居住者の日常生活における利便又は当該地域の魅力の保持・向上に資する店舗、事務所(付随施設を含む)の建築等を目的とする開発事業

- ア 道路、供給処理施設など都市基盤施設の不効率な整備及び維持管理を生じさせないものであること
- イ 集客に伴う交通渋滞の発生など周辺環境及び市全体の都市構造に及ぼす影響を考慮し、必要な対策を施すものであること
- ウ 既存の店舗の事業とのバランスを考慮したものであること
- エ 敷地にゆとりをもち、緑地空間を十分に確保していること
- オ 当該各基本区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること
- カ 敷地面積が概ね 5,000 m<sup>2</sup>以下であること

## 3) 工業系用途

### ① 工業団地や産業団地の土地の造成又は区画の変更を目的とする開発事業

- ア 市、国又は県の策定する各種の計画書等に当該開発事業の必要性が明示されたものであること
- イ 当該各基本区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること

### ② 産業の発展・振興に資する工場、事務所、研究所その他これに付随する施設(以下「事業所等」という。)の建築等又は建設等を目的とする開発事業

- ア 市民の雇用創出や次代を担う世代の定着に寄与するものであること
- イ 地域の資源や既存の都市基盤施設を有効活用できる場所であること
- ウ 周辺の環境に及ぼす影響を考慮し、当該事業所等の業種・業態に応じて、必要な対策を施すものであること
- エ 敷地にゆとりをもち、緑地空間を十分に確保していること
- オ 当該各基本区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること

## 4) 公共・公益施設

### ① 道路、供給処理施設など都市基盤施設の建設等を目的とする開発事業

- ア 市、国又は県の策定する各種の計画書等に当該開発事業の必要性が明示されたものであること
- イ 当該各基本区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周辺環境との調和が図られたものであること

### ② 公共・公益施設の建築等又は建設等を目的とする開発事業

- ア 市、国又は県の策定する各種の計画書等に当該事業の必要性が明示されたものであること
- イ 道路、供給処理施設など都市基盤施設の不効率な整備及び維持管理を生じさせないものであること
- ウ 公共・公益施設の機能・目的に応じて、適切な場所、規模、配置、形態であること
- エ 敷地にゆとりをもち、緑地空間を十分に確保していること
- オ 当該各基本区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること

## 5) 太陽光発電施設

### 太陽光発電施設その他関連施設(以下「太陽光発電施設等」という。)の設置を目的とする開発事業

- ア 営農環境や田園景観との調和が図られたものであること
- イ 周辺住民から理解が得られていること
- ウ 水資源の確保及び水害防止等を図るため、浸透施設等の設置により地下水のかん養機能の保持、溢水等の防止に配慮すること
- エ 太陽光発電施設等の本体からの反射光等により周辺住民の生活に光害(ひかりが)いなどの障害が発生しないよう配慮されていること
- オ 土砂崩壊、土砂流出、洪水などの災害発生により周辺住民の生活に影響が出ないよう配慮されていること

## 6) その他の用途

### 駐車場、洗車場、鉄塔、土砂採取又は埋立、資材保管施設、市長が特に必要性を認める開発事業

- 各基本区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること

# 6 市民参加のしくみ

## 1 開発事業に市民が関わるしくみ

開発事業が行われる際は、各手続段階において（2ページ参照）、市民等\*が当該事業に関わるしくみがあります。

### 特定開発事業の認定手続

説明会への参加  
説明会の概要報告書の提出

特定開発事業の素案に対する意見書の提出

公聴会の開催要求・参加

特定開発事業の案に対する意見書の提出

### 開発事業の承認手続

標識による開発情報の把握

説明会の開催要求・参加

開発事業の案に対する意見書の提出

### 開発事業着手後の手続

事業実施期間中の説明要求

### 【説明会開催の周知方法】

	用途又は区域別の規模要件	個別通知範囲 <sup>※1</sup> (事業地からの距離)	回覧などによる 周知の対象		
敷地面積 (通常の 開発事業は 1,000㎡超から)	1,000㎡以下	20m	該当区 <sup>※2</sup> など・区役員		
	田園環境区域: 1,000㎡超~1,500㎡以下 その他の区域: 1,000㎡超~3,000㎡以下	30m	該当区 <sup>※2</sup> ・区役員		
	田園環境区域: 1,500㎡超 その他の区域: 3,000㎡超	50m			
	工業系	1,000㎡以下 1,000㎡超	30m (流通業、騒音・臭気が出 る工場等は70m) 50m (流通業、騒音・臭気が出 る工場等は100m)	該当区 <sup>※3</sup> ・区役員	
建築面積及び 築造面積 (通常の 開発事業は 200㎡超から)	住宅系 商業系 公益系	200㎡以下 200㎡超 1,000㎡以下 1,000㎡超	20m 30m 50m	該当常会など・区役員 該当区 <sup>※2</sup> ・区役員	
	工業系	1,000㎡以下 1,000㎡超	30m (流通業、騒音・臭気が出 る工場等は70m) 50m (流通業、騒音・臭気が出 る工場等は100m)	該当区 <sup>※3</sup> ・区役員	
	高さ	拠点市街区域 準拠点市街区域	20m超	30m	該当区 <sup>※2</sup> ・区役員
		田園居住区域	12m超	30m	
産業集積地 注) 右欄( )内は産業 団地・工業団地の名称		15m超 (青木花見・島新田、鳥川、黒沢) 20m超 (明科、三田、あづみ野)	40m 50m	該当区 <sup>※3</sup> ・区役員	
その他の区域 (産業集積地を除く)	10m超	30m			

※1 開発事業が複数の区分に該当する場合の個別通知範囲は、最も長い距離を適用します。  
 ※2 基本的には該当区全域としますが、区長などと相談の上、参集範囲を決定するものとします。  
 ※3 立地、規模及び用途に応じて、関係する区にも周知するものとします。  
 ※4 特定開発事業等で、上表において周知方法が判断できない場合には、別途、市の担当窓口にご相談ください。

## 2 市民による計画提案のしくみ

市民等\*は、まちづくりの目標像及び基本方針に即し、かつ、各基本区域の土地利用の方針及び目指すべき方向と調和の保たれる範囲で、市長に地区土地利用計画を提案することができます。以下の策定手続により、地区土地利用計画が定められた場合には、基本計画に定める開発事業の基準に代えて、地区土地利用計画に定める開発事業の基準が適用されます。

### 地区土地利用計画策定手続

市民等による計画提案

市長による計画案の作成

計画案の告示・縦覧  
説明会等の開催 必要に応じて

安曇野市都市計画審議会及び  
土地利用審議会からの意見聴取

市議会における議決

計画発効

### 【提案の要件】

- ① 計画提案に係る区域内の市民等が行うものであること
- ② 計画提案に係る区域は、概ね5,000㎡以上の一団の土地で、かつ、一体として計画的な利用を図ることがふさわしい区域で、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された区域であること
- ③ 計画提案に係る区域内の土地について、所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の同意を得ていること

### 【計画に定める内容】

- ① 地区の土地の範囲
- ② 地区の土地利用の方針及び目指すべき方向
- ③ 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準
- ④ 地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画
- ⑤ その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項

注) ①~③は必須事項

\*市内に居所若しくは住所を有する者又は市内にある土地若しくは建築物等を所有、管理、占有若しくは使用する者

安曇野市都市建設部 都市計画課・建築住宅課

◆平成28年3月に改正された条例は、同年7月より施行されています。

◆土地利用ガイドラインの本編は、安曇野市のホームページに掲載しています。

→<http://www.city.azumino.nagano.jp>

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

電話 都市計画課: 0263-71-2246 建築住宅課: 0263-71-2243

FAX: 0263-72-3569

メール toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp

kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp